特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令案(概要)

1 趣 旨

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)では、化学物質であって、製造の許可、譲渡時の情報提供等の規制対象とすべきものについて政令で定めることとされている。また、当該規制の対象となっていない化学物質についても、健康障害を労働者に及ぼすおそれのあるものについては、労働者の当該物質へのばく露の状況等の情報に基づき、国が定期的にリスク評価等を行い、その上で、必要な規制を行っている。

今般、新たに「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」について、上記のリスク評価等により労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働者の化学物質へのばく露防止措置や健康管理を推進するため、「2019年度化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」(令和2年2月10日報告書公表)の議論を踏まえ、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)及び作業環境測定法施行規則(昭和50年労働省令第20号)について、所要の改正を行うこととする。

※ 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)、作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)等の改正も併せて行いますので、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案」及び「作業環境評価基準等の一部を改正する告示案」に関するパブリックコメントにつきましても、併せてご覧下さい。

2 省令案の内容

- (1) 特化則において、金属溶接等作業に係る措置について、以下のとおり規定すること。
 - ① 事業者は、金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業(以下「金属アーク溶接等作業」という。)を行う屋内作業場については、当該金属アーク溶接等作業に係る溶接ヒュームを減少させるため、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならないこと。この場合において、事業者は、特化則第5条の規定にかかわらず、金属アーク溶接等作業において発生するガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けることを要しないこと。
 - ② 事業者は、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな 金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変 更しようとするときは、あらかじめ、当該金属アーク溶接等作業に従事する労働 者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定により、当該作業場につい て、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならないこと。
 - ③ 事業者は、②による空気中の溶接ヒュームの濃度の測定の結果に応じて、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じなければならないこと。
 - ④ 事業者は、③の措置を講じたときは、その効果を確認するため、②の作業場に

ついて、②の測定により、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならないこと。

- ⑤ 事業者は、金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に 有効な呼吸用保護具を使用させなければならないこと。
- ⑥ 事業者は、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該金属 アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業場についての②及び④ による空気中の溶接ヒュームの濃度の測定の結果に応じて、当該労働者に有効な 呼吸用保護具を使用させなければならないこと。
- ⑦ 事業者は、1年以内ごとに1回、定期に、⑥の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認しなければならないこと。
- ⑧ 事業者は、②又は④による測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録し、これを②により採用又は変更された方法により金属アーク溶接等作業を行わなくなった日から起算して3年を経過する日まで保存しなければならないこと。
- ⑨ 事業者は、金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、水洗等粉じんの飛散しない方法によって、毎日1回以上掃除しなければならないこと。
- ⑪ 労働者は、事業者から⑤又は⑥の呼吸用保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならないこと。
- (2) 特化則において、金属溶接等作業に係る業務に従事する者に対する健康診断について、以下のとおり規定すること。
 - ① 事業者は、金属アーク溶接等作業に係る業務に従事する労働者に対し、雇入れ 又は当該業務への配置換えの際及び6月以内ごとに1回、定期に、業務の経歴の 調査、作業条件の簡易な調査、溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様 症状の既往歴の有無の検査、せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査及 び握力の測定について医師による健康診断を行わなければならないこと。
 - ② 事業者は、①の健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものについては、作業条件の調査、呼吸器に係る他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等、パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査及び医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定について、医師による健康診断を行わなければならないこと。
- (3) その他所要の改正を行うこと。
- (4) 経過措置について、以下のとおり規定すること。
 - ア 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、2(1)②の適用については、事業者は、令和4年3月31日までに、厚生労働大臣の定めるところにより、金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定により、当該金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場について、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならない。
 - イ 2 (1) ②の屋内作業場については、令和4年3月31日までの間は、2 (1) ③、4、6から8まで及び⑩(2(1)6の呼吸用保護具の使用に係る部分に限る。)は、適用しない。

ウ その他所要の経過措置を設ける。

3 根拠条文

法第14条、第27条第1項、第65条第1項、第66条第2項、第100条第1項、第103条第1項及び第113条、作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第3条、第5条、第7条第4号、第14条第3項、第19条(同法第34条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)、第33条第1項第3号及び第2項、第34条の2第3項、第43条並びに第51条並びに令第6条第18号、第21条第7号及び第22条第1項第3号

4 施行期日等

公布日:令和2年4月中旬(予定)

施行期日:令和3年4月1日